

公益通報者保護法に関する事務処理要綱

平成18年3月30日
杉並第92076号

改正 平成19年3月26日杉並第87004号 平成24年3月2日杉並第62134号
平成27年6月29日杉並第18845号 平成28年6月17日杉並第17929号
令和4年6月1日杉並第28743号 令和5年8月17日杉並第27938号

(目的)

第1条 この要綱は、杉並区（以下「区」という。）における公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「保護法」という。）第2条第1項の規定による行政機関への通報に関し必要な事項を定め、適正で円滑な事務処理を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通報対象事実 保護法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。
- (2) 行政機関への通報 通報対象事実について処分又は勧告等をする権限（以下「処分等の権限」という。）を有する行政機関へ通報することをいう。
- (3) 通報者 行政機関への通報をする者をいう。

(通報受付等)

第3条 区における行政機関への通報に関する相談及び受付は、総務部区政相談課で行う。

- 2 区は、行政機関への通報を受け付けたときは、遅滞なく杉並区公益通報処理委員会の委員長に対して、通報の内容を付して報告しなければならない。

(公益通報処理委員会)

第4条 区は、行政機関への通報を受け付けたときは、調査及びその他必要な措置を行うため、その都度杉並区公益通報処理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長 総務部長
- (2) 委員 総務部総務課長
総務部コンプライアンス推進担当課長
その他委員長が必要と認める者

- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(調査等)

第5条 委員長は、第3条第2項の規定による報告があったときは、遅滞なく委員会を招集しなければならない。ただし、当該通報の内容が、明らかに区に処分等の権限を有しない場合又は通報対象事実が認められない場合は、この限りでない。

- 2 委員長は、当該通報に通報対象事実があると認められるときは、遅滞なく当該通報者に対して受理した旨を通知しなければならない。

- 3 委員長は、当該通報の通報対象事実について、区が処分等の権限を有しない場合は、遅滞なく、当該通報者に対して、処分等の権限を有する行政機関を教示しなければならない。

- 4 委員長は、委員以外の者に当該通報に係る調査をさせ、調査結果を求めることができる。

- 5 委員長は、当該通報に係る調査結果を取りまとめ、区長及び処分等の権限を有する者へ報告しなければならない。ただし、調査等の過程において、当該通報対象事実が人の生命や身体に影響を及ぼしていること又は及ぼそうとしていることを知ったときは、直ちに処分等の権限を有する者へ報告しなければならない。

- 6 委員及び当該通報に関する調査等に関する事務に従事した者は、通報者又は関係者の権利利益を不当に侵害しないよう配慮しなければならない。

(是正措置等)

第6条 処分等の権限を有する者は、前条第5項の規定により報告された調査結果に通報対象事実があったときは、保護法第13条各項の規定に基づき必要な措置を講じなければならない。ただし、当該通報対象事実が人の生命や身体に影響を及ぼしているなど緊急やむを得ない事業があると認めるときは、当該調査結果の報告を待たずに、必要な措置を講じることができる。

2 処分等の権限を有する者は、書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）により行政機関への通報があったときは、当該通報に係る是正のために必要な措置を取ったときはその旨を、当該通報に係る通報対象事実がないときはその旨を、当該通報者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

（他の行政機関との連携）

第7条 他の自治体に行政機関への通報があり、当該通報事実について区が処分等の権限を有し、当該他の自治体から協力要請があった場合は、調査及び是正措置に関して、当該他の自治体と連携し必要な処理を行う。

2 区が行政機関への通報を受け付けたとき、当該通報事実について他の自治体が処分等の権限を有する場合は、調査及び是正措置に関して、当該他の自治体と連携し、必要な処理を行う。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、行政機関への通報に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月1日杉並第28743号）

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和5年8月17日杉並第27938号）

この要綱は、令和5年8月17日から施行する。